

税額控除

税額控除は、計算された税額（所得割額）から差し引くことができるもので、つぎのようなものがあります。

（１）調整控除（平成１９年度創設）

所得税と住民税の人的控除の差に基づく負担額を調整するため、所得割額から次の額を減額します。ただし、合計所得金額が2,500万円を超える納税者については、適用されません。

合計課税所得金額（＊）	控除額
200万円以下	(ア) 人的控除額の差の合計額 (イ) 住民税の合計課税所得金額のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）
200万円超	人的控除額の差の合計額 - （住民税の合計課税所得金額 - 200万円）の5%（市民税3%、県民税2%） （注）この金額が2,500円未満の場合は、2,500円

（＊）合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額をいいます。

（参考）所得税と住民税の人的控除額の差

所得控除		人的控除の差
障害者控除	普通障害者	1万円
	特別障害者	10万円
寡婦控除		1万円
ひとり親控除	ひとり親のうち母	5万円
	ひとり親のうち父	1万円
勤労学生控除		1万円
配偶者控除	一般配偶者	2～5万円
	老人配偶者	3～10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	2～5万円
	配偶者の合計所得金額 50万円超55万円未満	1～3万円
扶養控除	一般扶養	5万円
	特定扶養	18万円
	老人扶養	10万円
	同居老親等	13万円
同居特別障害者加算		12万円
基礎控除		一律5万円

(2) 配当控除

株式の配当等の所得がある時は、所得税において法人税との二重課税を排除する趣旨で創設された配当控除と同様に、次の額を所得割額から減額します。

		課税総所得金額等（*）が1,000万円以下の部分に含まれる配当所得：A		課税総所得金額等（*）が1,000万円超の部分に含まれる配当所得：B（課税総所得金額－1,000万円）	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託の収益の分配		1.60%	1.20%	0.80%	0.60%
特定証券投資信託	一般外貨建等証券投資信託以外	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%
	一般外貨建等証券投資信託	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%

配当控除額は、上表A、Bにそれぞれの税率を乗じて算出した額の合計額となります。

（A・Bの配分の例）課税総所得金額が1200万円、うち配当所得が300万円の場合、Bを先に計算してB = 200万円、A = 100万円とします。

* 配当控除の算定の基準となる課税総所得金額等には、課税退職所得金額、課税山林所得金額は含まれません。

(3) 住宅借入金等特別税額控除（以下住宅ローン控除）

住民税における住宅ローン控除とは、所得税で住宅ローン控除の適用のある方で、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の住民税から控除する制度です。なお、納税義務者の合計所得金額が3,000万円以下の方が対象です。

①平成26年～令和3年に入居の方

対象者	平成26年から令和3年までに入居を済まされた方で、所得税の住宅ローン控除を受けており、所得税から控除しきれなかった額がある場合 *住宅にかかる消費税等の税率が8%または10%（※1）である場合に限りです。
適用期間	平成27年度から令和13年度まで。控除期間は最長10年間
申告	この控除の適用を受けるためには、まず入居した年分の確定申告を行い、翌年以降は、確定申告または勤務先での年末調整を行います。
控除額	つぎの（A）、（B）のいずれか少ない額となります。 （A）所得税の住宅ローン控除可能額のうち前年分の所得税において控除しきれなかった額 （B）前年分の所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額（136,500円を超える場合は136,500円となります。）

※1 居住年月日が、令和2年末までの間で消費税率が10%の場合

適用年の1年目から10年目まで上記の住宅借入金等特別控除を適用した上で、11年目～13年目までの各年においては、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除額限度額の範囲内において、市県民税から控除を受けることができます。

②平成21年～平成26年に入居の方

対象者	平成21年から26年までに入居を済まされた方で、所得税の住宅ローン控除を受けており、所得税から控除しきれなかった額がある場合
適用期間	平成22年度から令和6年度まで。控除期間は最長10年間
申告	この控除の適用を受けるためには、まず入居した年分の確定申告を行い、翌年以降は確定申告または勤務先での年末調整を行います。
控除額	つぎの（A）、（B）のいずれか少ない額となります。 （A）所得税の住宅ローン控除可能額のうち前年分の所得税において控除しきれなかった額 （B）前年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（97,500円を超える場合は97,500円となります。）

(4) 外国税額控除

外国で得た所得に対して、その国で税を納めている場合に、国内で課税すると二重課税になります。これを調整するために一定の方法によって外国税額を所得割額から差し引くことができます。具体的には、所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれないときは、復興特別所得税、県民税の所得割、市民税の所得割の順に優先して控除します。

県民税控除限度額	=	所得税控除限度額（*）× 12%
市民税控除限度額	=	所得税控除限度額（*）× 18%

(*) 所得税控除限度額 = その年分の所得税額 × (その年分の国外所得総額 ÷ その年分の所得総額)
復興特別所得税の控除限度額 = その年分の復興特別所得税額 × (その年分の国外所得総額 ÷ その年分の所得総額)

(5) 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（上限額：総所得金額等の合計額の30%）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

1. ふるさと納税の対象となる自治体に対する寄附金
2. 香川県共同募金会又は日本赤十字社香川県支部に対する寄附金
3. 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、東かがわ市の条例で定めるもの
4. 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、東かがわ市の条例で定めるもの

*ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（上限：所得割の20%）

また、ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税寄附金控除分相当額を申告特例控除額として加算した金額

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

(6) 配当割税額控除・株式等譲渡所得割額控除

上場株式等にかかる配当所得・譲渡所得等から配当割、株式等譲渡所得割を特別徴収されている方が、その所得について確定申告した場合、翌年度の県民税・市民税の所得割を控除します。（控除額全体に対して市民税3/5、県民税2/5の割合で控除）控除することができなかった額については、市民税・県民税の均等割額に充当し、なお、充当しきれなかった額は還付します。